



平成26年（ネ）第2955号 地位確認等請求控訴事件

控訴人 吉井 康雄

被控訴人 学校法人大阪経済大学 外2名



控訴理由書

平成26年12月15日

大阪高等裁判所 第14民事部 御 中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



1 総論

原判決は、①被控訴人学校法人大阪経済大学（以下「被控訴人大学」という。）においては特任教員の任用を申請すれば任用されるという労使慣行があること、②労使慣行がなかったとしても、被控訴人大学の人事権濫用の結果として、控訴人について正式の任用行為がされていない場合であっても例外的に任用行為がされたと同視すべきこと、③仮に上記①②が否定されても、任用手続が進められていれば控訴人が特任教員に任用される高度の蓋然性があつたにもかかわらず、被告らによって手続を妨害されたために控訴人が損害を被ったことを、原判決はことごとく否定した。

もつとも、原判決は、被控訴人井形浩治（以下「被控訴人井形」という。）に不法行為責任を認め、控訴人の同被控訴人に対する損害賠償請求権を認めたものの、その損害額は30万円という極めて低廉な金額であり、控訴人が受けた精神的苦痛を正しく評価していない。しかも、被控訴人池島真策（以

下「被控訴人池島」という。)の不法行為責任を否定しており、実態の正しい認識を欠いた不当な判断である。

以下、詳述する。

2 前提として認識すべき事情

(1) カリキュラム委員会は特任教員任用手続に關与しないものであること

原判決は、「被告井形が、個人的な事情あるいは感情等から、原告の特任教員への任用申請を妨げる意思(故意)を有していたことを認めるに足る証拠はない」と判示すなど、控訴人の特任教員任用手続を妨害したことについて被控訴人井形の故意を否定し、被控訴人池島に至っては不法行為責任自体を否定している。しかし、このような判断は、盲目的に被控訴人らの主張を鵜呑みにしたものであり、事案の的確な把握を誤ったものと言わざるをえない。

そもそも、特任教員任用手続は、特任教員任用規程(甲1)によって明確に定められており、被控訴人井形自身が平成24年9月28日の教授会で自ら特任教員任用規定を中心に手続の説明をしたというのである。とすれば、何ら複雑な定めがなされているわけではない特任教員任用規程について、自然科学系学部の教授ならともかく、被控訴人井形のような大学の経営学部教授がその理解を誤ることなど考えられない。

ところが、被控訴人井形は、特任教員任用規程には何の定めもない「カリキュラム委員会の総意」なるものを最大の口実とし、控訴人の特任教員任用申請書類に「不備があった」という理不尽な解釈でもって控訴人の特任教員任用申請を握りつぶした。しかしながら、授業担当計画はカリキュラム委員会で協議をするが、これを決定するのはあくまで教授会であることは誰もが知っており(甲14p13の山田准教授の発言)、このような口実で特任教員任用申請を不受理とすることができないことは学部長で

ある被控訴人井形であれば百も承知であつたはずである。

控訴人は、被控訴人井形に対し、特任教員任用規程に従って手続を進めることを再三にわたって求めたにもかかわらず、被控訴人井形はこれを強硬に拒否したが、このような被控訴人井形の態度は何らかの強い意図がなければ説明がつかないのであり、この点について全く不審を抱かずに、ただの「過失」で片付けてしまった原判決の誤りは著しい。まさに、被控訴人は控訴人の特任教員任用申請を受理すらしないことが特任教員任用規程に違反することを知りながら、故意にこれを妨げたと考えなければ説明がつかない。

(2) 「カリキュラム委員会の総意」が不当な目的で作出されたこと

前述のように、「カリキュラム委員会の総意」なるものは特任教員任用申請に何ら影響を及ぼすべきものではないが、それ以前の問題として、本件においては「カリキュラム委員会の総意」は控訴人を排斥するという不当な目的で作出されたものであり、その目的達成のために利用されたものであった。だからこそ、その内容も論拠が薄弱で不合理なものであったが、原判決は、その点を何ら吟味せず、安易に鵜呑みにしてしまっている。

当時のカリキュラム委員長であつた被控訴人池島の尋問における供述は、以下で述べるように、あまりにも御粗末な内容であり、「カリキュラム委員会の総意」なるものが公正適正な協議によってなされたものではないことが明らかである。

まず、被控訴人池島は、控訴人の担当科目が不要または必要度が低いと最初に発言した者は誰かという質問に対して「それは申し上げられません」と答え、「誰かがそういう話をした、口火を切ったわけですか」という質問に対しては「反対者がいなかったということです」と述べて正面から質問に答えていない。

また、被控訴人池島は、カリキュラム委員会の構成員のうち、全学共通

科目の担当教授から選ばれた者が控訴人の担当科目の必要度について判断できるのかという問いには回答に窮し、その者から控訴人の担当科目内容についての質問はなかった述べている。しかし、特定の科目の必要性について協議をする際に当該科目の内容を理解していない者がその科目の内容を知るための質問を一切しないなど、到底考えられない。

さらには、カリキュラム委員会において厳正な協議がなされ、控訴人の授業担当計画に示された科目が「不必要または重要度が低い」とされたのであれば、そのような意見を集約する立場にある被控訴人池島においても意見の内容を十分に理解し、自分の言葉で説明できるはずである。ところが、被控訴人池島は、控訴人が担当していた「情報バリューエンジニアリング」という科目について説明ができるかという質問に対して、「いいえ。分野が違いますので、できません」と答えているが、にもかかわらず、被控訴人池島は、この科目が不要という結論には賛成したと述べている（被控訴人池島・本人調書 p 23）。しかしながら、内容も分からない科目について、これを不要とする結論に賛成することなどできるはずがない。同様に、被控訴人池島は、「情報ネットワーク論」についても「分野が違いますので、分かりません」と述べている（同）。本当にカリキュラム委員会で公正・適正な協議がなされていたのであれば、カリキュラム委員長として、たとえ分野が違ったとしても、当該科目について、「不要ないし重要度が低い」と判断するに必要な程度の理解はあって然るべきであるが、被控訴人池島の供述からはその片鱗すらうかがうことができない。

この点につき、控訴人池島は、「皆さんの意見を集約する意味で」「私は別に、皆さんの意見を尊重してます」と述べ、控訴人の担当科目に関する自らの不知を正当化しようとするが、他のカリキュラム委員が「情報バリューエンジニアリング」という科目を理解しているようであったかという問いに対して「それは分かりません」と答えている。かかる控訴人池島

の供述からすれば、カリキュラム委員会の構成員の誰一人として明確に控訴人の担当科目の内容を理解していなかったというべきであるが、このような状況のもとで、控訴人の担当科目が「不要ないし重要度が低い」という結論が出るはずがない。

また、1部科目の2部開講の点についても、被控訴人池島は、2012年度のカリキュラムを決める際、カリキュラム委員長として何ら異議を申し出ていない。にもかかわらず、控訴人の特任教員任用申請がなされた途端、突如として問題視し、異議を唱えることは不自然としか言いようがない。

外国書購読について、被控訴人池島は、「外書購読の趣旨としますと、大学院の受験のための出題傾向とか、そういうことをやるものですので、受験対策として、そうしたことに明るい教員に持ってもらうほうがふさわしいのではないかという意見になりました」と述べる。しかし、もともと被控訴人大学経営学部においては大学院への進学希望者はごくわずかであるにもかかわらず、突然に大学院受験対策を持ち出すこと自体、唐突であり、不自然である。しかも、控訴人が退任する前後で外国書購読の授業のあり方は何ら変わっていないのであるから（同調書 p 31）、控訴人が外国書購読の担当としてふさわしくないとした理由は全くのデタラメであつたというほかない。

このように、「カリキュラム委員会の総意」の形成過程に関する被控訴人池島の供述は不合理かつ不自然なものばかりであり、控訴人の授業担当計画に関するカリキュラム委員会の協議がまともになされたとは到底思えない。そして、その後、被控訴人井形が再三にわたって「カリキュラム委員会の総意」を盾に控訴人の特任教員任用申請の受理を拒み続けた事実からすれば、「カリキュラム委員会の総意」は最初から控訴人の特任教員任用申請を拒否する口実とすることを目的として作出された不当なもの

であることは明白である。後述するように、草薙副学長及び山田准教授においても、「カリキュラム委員会の総意」なるものを同様に理解し、控訴人の特任教員任用申請を拒否するために利用されたものと明言している。

(3) 控訴人が一部教授から個人的感情によって疎まれていたこと

ア このように、被控訴人大学において、被控訴人井形及び同池島らが控訴人の特任教員任用を断固阻止すべく、不当な目的のもとで「カリキュラム委員会の総意」を作出し、特任教員規程に従った手続を強硬に拒んだのは、それまでに控訴人が被控訴人大学の発展を願い、教授会で忌憚のない意見を述べ続けたことを快く思わない一部の教授たちが控訴人を被控訴人大学から締め出すべく、控訴人の特任教員任用申請を握り潰そうと画策したからにはほかならない。

イ この点、被控訴人らにおいて、原審の準備書面において、控訴人が特任教員にふさわしくないとする理由として、「これまでに教授会の席上において、不規則発言や他の教員の名誉を傷つけるような言動が度々あり」（『答弁書』p 3）、「…不規則発言、名誉毀損発言の点は、井形学部長に対する『プアー』であるとの発言やその他、二宮、北村、樋口等に対するものが多数あるので必要な範囲で追って明らかにする予定である」（『準備書面（1）』p 4）などと主張してきた。

しかし、本来、大学における教授会は、「イエスマン」の集まりであってはならず、出席者が一部の者に遠慮することなく自己の意見を堂々と述べるべきであることは自明の理である。

ところが、学部内における有力者である北村教授を始めとする一部の教授陣（被控訴人井形及び同池島のほか、二宮教授、樋口教授など）は、北村教授の意見に反対する教授、准教授及び講師を目の敵として扱ってきた。また、上述した「プアー」との発言は、原審の「原告準備書面（2）」でも述べたように、被控訴人井形が控訴人の専門分野に関する認識・理解

を欠いていることを「プアー」と表現したに過ぎず、その発言には侮蔑的な意味はないことが明らかであるが、その程度のことを根に持って本件訴訟で主張してくること自体、被控訴人井形が控訴人のことを個人的感情で疎ましく思い、控訴人を排斥しようとしていたことの証左である。

また、控訴人が公平な教授会の実施のために議事を録音することを提案し、これを実行してきたことについて、被控訴人らは「本学教員としてふさわしい運営上の活動を行ってきたとは到底言えないことは明らかである」と否定的評価をしているが、公平公正であるべき教授会の議事を録音することは必ずしも批判されるべきものではない。にもかかわらず、これを要求した控訴人に対し、北村教授を始めとする一部教授は嫌悪感を示していたため、本件訴訟においても上記主張がなされているのである。

ウ 甲14は、控訴人の特任教員任用申請を不受理としたことに関する教授会でのやりとりであるが、控訴人の特任教員任用申請に何ら関与していなかったはずの北村教授が控訴人と被控訴人井形を遮って発言を始め、何年も前の出来事を引き合いに出して控訴人に対する批判を延々と展開している。しかも、北村教授の口調は喧嘩腰であり、控訴人に対する悪感情を剥き出しにするものであった。

また、議論の途中から、山田准教授が、控訴人の特任教員任用申請を不受理とした理由である「書類上の不備」が何であるかについて質問したところ（甲14 p 4）、被控訴人井形は「学長の決定でございます」などとはぐらかした回答を繰り返し、周囲の疑問が何ら解けていないにもかかわらず、北村教授は「おっしゃっているように不受理になりましたと」、「不受理の理由は書類が整わなかったからですと」、「そういうことでしょ」「はい。以上です。結構です。」と押し切り、その後の山田准教授の質問にもまともに答えずに、最後までこの議論を押し殺そうとした。

同日の教授会における全発言の流れを参照すれば、北村教授と被控訴人

井形が強い個人的感情でもって控訴人の特任教員任用申請を拒否したが、
っていたことをうかがい知ることが出来るのである。

エ 草薙副学長の発言

甲23は、平成24年10月19日に控訴人が草薙副学長（当時）に相談をしたときの会話を録音したものであるが、草薙副学長は、控訴人の特任教員任用申請を不受理とした被控訴人井形らの対応について、「カリキュラム、うば、奪うという、まー裏技やわな」「そら、おかしい。カリキュラム改革しますなんて言うてへんやん。言うてへんでしょ」「出てへんでしょ、そんなもん。いやいや出てへん」「教授会議題では」「でも、個人的に言うてるだけであって、蓋あけたら、実は来年別の人がもってましたいうたら、それはえらいことになるでな」「うーん、パワハラで訴えるか」「まちがいなく」「間違いなくパワ、パワハラでしょう」「アカハラいうんか」などと発言している。草薙副学長は、「カリキュラム委員会の総意」なるものを持ち出し、控訴人の特任教員任用申請を受理しなかった被控訴人井形らの対応につき、カリキュラムを奪うという「裏技」を用いた嫌がらせ（アカデミックハラスメント）であると断じている。

また、草薙副学長は、カリキュラム委員会が控訴人の担当科目ではコマ数が足りないと判断したことについて「で、それはでも、あんなー、この授業なくすなんて決めてない時に、来年開講せえへんと言うたいうことでしょ。それは無茶苦茶な理屈です。辞めるために、辞めさせるためにそんな理屈を持ち出したということや。ま、カリキュラム委員にあれ入っとなでしょ。北村氏が」と述べ、カリキュラム委員会が出した意見は控訴人を排斥するという不当な目的でなされたものであり、これを北村教授が首謀した旨の発言をしている。

さらに、草薙副学長は、「先生（＝控訴人）のをみてて、なおさら、みんなそう思ったと思うよ」「先生の、ほんだけ正論で闘おうとしてもやな、

つぶされた訳でしょ」「勇気をもってやろうとしても」と述べ、控訴人が勇気をもって大学に不正を糾弾したために疎まれ、「つぶされた」ことを認めている。

そして、「ま、一番、うーん、なー、大学としては決してうれ嬉しくはないけれども、なー、外で訴えられんのもしやーないちゃいますか。彼らにとって自業自得でしょ」と述べ、控訴人が被控訴人大学及び被控訴人井形及び同池島に対して訴訟を提起したとしても、それは被控訴人井形及び同池島の「自業自得」であると断じている。

このように、経営学部の運営について中立的な立場にいた草薙副学長が被控訴人井形らの対応は控訴人を排斥するための嫌がらせであることを明確に認めていることからしても、被控訴人井形らが故意に控訴人の特任教員任用申請を握り潰した事実は疑う余地もない事実である。

オ 山田准教授（学長補佐）の発言

山田准教授は、当時学長補佐という立場にもあった人物であるが、平成24年10月19日、控訴人から相談を持ちかけられた際、控訴人の特任教員任用手続について、次のように述べている（甲24）。

「仕組みとしてそうだとすることに立脚してますから、それはそうとしてもね、定年が70だったのを67にした。その時の処置としてですね、希望者には70までいてもらうようにしよう。但し、給料は半分になりますよという処置だったんですよ」「でも、手続きはやはりそこで退職金も払うんですから、いったん打ち切って、再雇用という形に学校としてはなりますと。それはそれでいいと思います。ただ、趣旨としてはね、あの一、ご本人が希望すれば、これまで長い間役割貢献していただいたことからね、ちゃんとできる元気なお姿でいてもらえるなら、やってもらおうということだった訳ですよ。それをね、自分の好き嫌いでね、科目止めてですよ、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、卑怯千万で

すよ」。

山田准教授は、このように述べ、被控訴人井形及び同池島がカリキュラム委員会の総意なるものを作成し、これを利用して控訴人の特任教員任用申請を不受理としたことは、「自分の好き嫌いで科目を止めた」ものであると断じ、痛烈に批判している。

そして、「そんなことをするからね、あのね、うちの職員の人を含めてね、うちを退職した人のなかに」「本当にいい学校で、いい勤め方をさせてもらったという人が」「どんだけいるのか。逆にね、本当にもう、嫌な思いをして辞めていかれるようなことになってしまう方がね、すくなくないんですよ。これ、うちのね」「ものすごい問題点ですわ」と述べ、被控訴人大学が一部の者の個人的感情で特定の者が不当に排斥されることが繰り返されている現状を嘆いている。

(4) 小結

以上で述べたような背景事情があるからこそ、被控訴人井形と同池島は共謀の上、あえて特任教員任用規程に違背して控訴人の特任教員任用申請を不受理とし、特任教員任用への道を絶たれた。一部の教授たちの個人的感情から一人の教授の特任教員任用申請を握り潰すことが許されないことは言うまでもないが、本件においてはこのような不当な行為が平然となされてしまったのである。

かかる背景事情を認識せずして本件に関する適正な判断はできないことから、本書面の冒頭に述べた次第である。

なお、控訴人は、自身が大学から排斥される動きを察知したころから、関係者との会話を録音することがたびたびあったが（甲 1 1, 1 4, 2 3, 2 4）、これは、学部長を始めとする複数の有力者を相手として紛争をする以上、弱い立場にある控訴人が後に真実を証明するためには会話を録音するくらいしか方法がないと考えたからであった。

以下、各争点について述べる。

3 労使慣行について

(1) 原判決は、被控訴人大学の特任教員任用手続に関し、旧規程と現行規程には実質的には大きな変化がなかったと解するのが相当であるとし、労使慣行の有無の判断においては、現行規程下における事情のみならず、旧規程下における事情も考慮することとなると判示するが（p 22）、この点は妥当な判断と言える。

(2) ところが、原判決は、①平成16年度に森田教授（原判決がいう「A教授」）が推薦委員会の推薦を取り消されて特任教員として任用されなかったこと、②同じく平成16年度に特任教員推薦委員会が推薦し、教授会の任用決議を経た里上教授が理事長の決定によって特任教員に任用されなかったこと、③平成17年度に瀬岡教授（原判決がいう「B教授」）が特任教員推薦委員会によって推薦されなかったために特任教員に任用されなかったこと、④特任教員任用申請後、申請を取り下げた事例もあることを理由として、「旧規下においても、特任教員への任用申請をすれば必ず特任教員に任用されたのではなく、特任教員推薦委員会の判断、理事長あるいは理事会の判断により、特任教員に任用されないという事態もあったことが認められる」とする（なお、原判決は、各出来事について、年度を1年誤っており、採用年度としては上記が正しい年度である。）。

しかし、上記①ないし③はいずれも経営学部以外の事例であり、直ちに経営学部における労使慣行の有無の判断に結びつけるべきものではない。経営学部においては、特任教員任用を申請し、最後までその意思を有していたにもかかわらず、手続の過程で不採用となった者は一人もいない。

また、旧規程においては特任教員は自動的な雇用延長という認識が定着していたところ（甲14p6 同教授は「私たちは」と述べ、個人的見解

ではないことを明らかにしている。）、上記①ないし③は旧規程における事例であるから、例外的な事例であったというべきである。

この点、里上教授の特任教員任用拒否について、当時の重森学長は、合同教授会において「今日こういう形で、えー、所信を表明する会を開いたのも、そのことであって、え、今回は、あの、例外中の例外の問題であって、え、これまで本学がとってきた教授会自治を中心とする大学の在り方については、なんら変化がないことを申し上げるために、ま、開いた、といっても過言ではない訳で」と述べ（甲 2 5）、同教授の理事長決定による特任教員任用拒否が例外中の例外であることを明言している。そして、特任教員推薦委員会の推薦手続及び教授会の決定が形式的であったことは被控訴人大学も認めているが（甲 1 3）、本件訴訟に至っても甲 1 3で展開した主張を撤回していない。したがって、①ないし③の事例があったからといって、同教授が特任教員に任用されなかったことは労使慣行を否定する事情にはならない。

また、④については、特任教員の任用を申請をした者が任用されるとの労使慣行は、あくまで申請をした者がその申請を取り下げないことが当然の前提とされているのであって、特任教員任用申請後、これを取り下げた者の存在は労使慣行には何ら影響をしない。この点、定年延長に関する労使慣行が問題になった東京地裁平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日判決は定年延長を希望する意思を最終段階まで有しながらそれがかなえられなかった事例を前提として労使慣行の有無を判断しており、その後定年延長を受けない意思を表明した教授の事例を労使慣行有無の判断から除外している（甲 2 6 p 3 9）。

したがって、特任教員任用申請後、これを取り下げた者が存在したことを労使慣行の判断において考慮した原判決の判断は大いなる誤りである。

その上で、被控訴人大学における特任教員任用状況を確認すると、平成

2年度から平成24年度までの23年間に定年退職となった者について、最終段階まで特任教員任用を希望しておきながら申請が認められなかったのは、42名中3名であり、任用率は92.86%である（別紙「特任教員任用実績」参照）。

そして、申請が認められなかった3名は、人間科学部の里上護衛教授（前述）、経済学部の森田寿一教授と瀬岡吉彦教授であるが、この3名が特任教員として任用されなかった背景には平成16年度の学長選挙の要因が大きい。平成16年度の学長選挙においては、当時現職であった渡辺学長のほか、経済学部の重森教授及び瀬岡教授らが候補としてあげられたが、学長補佐であった里上教授は渡辺学長を、森田教授は瀬岡教授を、それぞれ学長候補として推薦し、選挙参謀を務めた。この学長選挙は例年になく熾烈な争いとなったが、選挙の結果、重森教授が学長に選ばれた。

すると、同じ年度に定年退職を迎える里上教授と森田教授の特任教員任用手続において、重森学長のもとで、両教授を排斥する流れが起こった。まず、里上教授は、旧体制のもとで特任教員推薦委員会の推薦を受け、人間科学部の教授会で任用の決定を受けたにもかかわらず、重森学長体制が発足した後にこれを排斥する動きが起こり、新年度開始直前の3月に突如として理事会により認容を取り消された。また、森田教授は、重森学長が委員長を務める特任教員推薦委員会において（旧規程（乙6）の第4条1項）、特段任用を拒否すべき事情がないにもかかわらず推薦を却下する決定がなされた。さらに、翌平成17年度に定年退職となる瀬岡教授の特任申請では、上記2名と同様に重森学長陣営からの批判の流れを受け、特任教員推薦委員会で投票がなされたところ、票数が50対50となった。そこで、最後は委員長である重森学長の1票に委ねられたが、重森学長が経済学部教授会への推薦反対の態度を示したため、瀬岡教授は特任教員として任用されなかった。

このように、上記3名が特任教員に任用されなかったのは、稀に見る熾烈な学長選挙の影響を受けたからであり、極めて政治的な要因によるものであった（里上教授が新年度を目前に控えた3月に突如として任用を拒否されたことから任用拒否の異常性が明らかである。）。

そこで、この3名の任用拒否は一括りで考えるべきであるところ、この3名を除けば、最終段階まで特任教員任用を希望しておきながら申請が認められなかった者は一人もいないことになる。

(3) 原判決は、教授会（甲13）における渡辺教授の発言を理由に、里上教授の特任教員任用拒否を機に「当然に任用されるものではないとの認識に改まった」とするが、原判決は、渡辺教授の発言のみを過剰に重視し、最も重要視されるべき過去の任用実態を何ら検討せずして判断を下しており、極めて不当である。

(4) この点、前述のように、山田准教授は、「再雇用」という用語の意味につき、「仕組みとしてそうだとすることに立脚してますから、それはそうだとすね、定年が70だったのを67にした。その時の処置としてですすね、希望者には70までいてもらうようにしよう。但し、給料は半分になりますよ」といいう処置だったんですよね」「でも、手続きはやはりそこで退職金も払うんですから、いったん打ち切って、再雇用という形に学校としてはなりますと。それぞれでいいと思います。ただ、趣旨としてはね、あの一、ご本人が希望すれば、これまで長い間役割貢献していただいたことからね、ちゃんとできる元気なお姿でいてもらえるなら、やってもらおうということだった訳ですよね。それをね、自分の好き嫌いでね、科目止めてですよ、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、卑怯千万ですよ」と述べているが、かかる発言からすれば、特任教員任用を希望すれば任用されるべきという現実が明らかである。

(5) なお、原判決は、里上教授の事件において、被控訴人大学が特任教員推

薦委員会の判断が形式的であり、これを受けた教授会の決議も形式的であったとの主張につき、被控訴人らが本件訴訟で撤回する態度を示したわけでもないのに、「実態を正確に反映したものではなかった」などとして強引に救済しようとするが、被控訴人大学のご都合主義的な訴訟態度を容認するものであり、公平性を著しく欠いた不当な判断である。

里上教授の事件の当時、被控訴人大学が特任教員推薦委員会の判断が形式的であり、これを受けた教授会の決議も形式的であったとの点は、前述した渡辺教授の発言（雇用の自動延長という認識）とも合致し、実態を正確に反映したものであることは明らかである。

しかも、特任教員推薦委員会における審査が短時間で終了していたのは、「申請をしても特任教員に任用されない可能性がある者に対しては申請を辞退するよう説得が行われ、説得を受けた者が任用申請を取り下げた結果、任用の可否が問題とならない者のみについて審査が行われていたためであることがうかがわれる」と判断するが、甲13にはそのような記載は一切なく、原判決が行き過ぎた判断をしたというほかない。本当に実質的審査をするのであれば、特段の問題はなくとも、申請書類をもとに、その教授の研究内容や授業実績、授業担当計画などを逐一検討することになるが、それだけでも相当な時間を要するはずであり、平成17年度（これは採用年度であり、対象者の定年退職年度は平成16年度である）のように「対象者3人について5分足らず」（甲13 p 5）で終わることなど不可能であったはずである。また、そもそも、「申請をしても特任教員に任用されない可能性がある者」「任用の可否が問題とならない者」とはどのような者を指すのかは全く不明であるし、申請を取り下げた者がいかなる考えをもって取り下げたのか（説得に応じたのか、別の理由による翻意なのか）は本人のみが知るところであるから、何ら証拠資料も提出されていない本件において、被控訴人らの主張だけを鵜呑みにして安易な認定をす

ることは許されないはずである。

- (6) さらには、不適切な行為を行った二宮教授が特任教員として任用されたことにつき、原判決は、「二宮教授が特任教員に任用される約10年前の行為であり、また、当該行為がどの程度悪質なものであったのか判然としない」ことを理由に、労使慣行の存在根拠とすることを否定する。

しかし、大学教授として不適切な行為があったことの不当性が10年程度で治癒されるものではないし（逆に、北村教授は特任教員任用申請から10年近く前における控訴人の行為をやり玉にあげている（甲14）。）、歓送迎会の席上で女性の体の一部を触る行為は誰がどう考えても悪質性の高い行為であり、その程度について「判然としない」とするのは非常識にもほどがある。

- (7) 以上より、本件において、控訴人が主張する労使慣行は認められるべきである。

4 人事権の濫用について

- (1) 宮崎地裁平成7年9月1日判決は、「被告の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものである一方、原告が特任教授任用の期待を有しており、その期待が法的に保護されるべきものである場合には、正式の任用行為がされていない場合であっても例外的に任用行為がされたと同視することができる場合も存する」と判じており、かかる理論を本件に適用すれば、控訴人について特任教員の任用行為がなされたと同視すべきである。

- (2) ところが、原判決は、「人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものである」かどうかを一切検討していない。

しかしながら、前記2の事情からすれば、被控訴人らの人事権行使の理由、態様が著しく信義に反することは明白である。

また、原判決は、控訴人の特任教員任用の期待につき、労使慣行の不存在及び控訴人が特任教員に任用される高度の蓋然性の不存在を理由として「その期待が個人的な期待を超えて、法的保護に値するものであったと認めることはできない」と判示するが、上記裁判例がいう「その期待が法的に保護されるべきものである場合」とは、新学期直前である3月8日まで任用辞退を表明していたような教授の期待を保護しないことを意味するくらいのものであり、原判決のような厳しい要件を立てたものではない。

そもそも、特任教員としての任用を申請すれば認められるとの労使慣行が存在したり、正しい手続がなされていれば特任教員として任用されていた高度の蓋然性が認められていたのであれば、「人事権の濫用」なる概念をわざわざ持ち出す必要性はないのであり、原判決の判断は失当である。

とすれば、本件における控訴人のように、最後の最後まで特任教員任用を希望していた者の期待は「法的保護に値する」というべきである。

- (3) したがって、仮に、労使慣行が存在しなかったとしても、本件における被控訴人らの著しい人事権濫用の結果として、控訴人について特任教員の任用行為がなされたと同視すべきである。さもないと、故意に特任教員任用手続に違背し、控訴人の特任教員任用申請を不受理とした被控訴人及び同池島の行為を是認することとなり、著しく正義に反する結果になってしまう。かかる結果は断じて許されてはならない。

5 逸失利益について

- (1) 仮に、特任教員任用申請をすれば任用されるという労使慣行が認められなかったとしても、前述のように、希有な例外を除き、特任教員任用申請をした者がことごとく任用されてきていることからしても（別紙「特任教員任用実績」参照）、控訴人について特任教員任用手続がなされていれば、

申請どおり任用される高度の蓋然性があったというべきである。

- (2) この点、原判決は、被控訴人らが持ち出す「カリキュラム委員会の総意」なるものの存在を鵜呑みにし、「カリキュラム検討委員会の役割、設置期間等に照らせば、その検討結果は、それなりに重みをもって受け止められるべきものである」と判断するが、前述のように、「カリキュラム委員会の総意」なるものはでっち上げられたものであり、このような不当な行為がなされていなければ、控訴人の特任教員任用が反対される理由はなかった。被控訴人池島が指摘する控訴人の授業担当計画に対する非難はいずれもその論拠が破綻しており、その内容をつぶさに検討すれば、特任教員推薦委員会、教授会及び理事会で控訴人の特任教員任用を反対する決定がなされるはずがない。

確かに、控訴人は、北村教授を始めとする一部の教授から疎まれており、そのことで特任教員任用申請を握り潰されたのであるが、控訴人を排斥しようとは画策していたのはあくまで一部の教授であり、甲14を見れば分かるように、控訴人を不当に排斥しようとする被控訴人井形及び同池島らの行為に異を唱える教授も複数存在したこと、特任教員任用申請が認められないことが被控訴人大学では極めて稀であることからすれば、やはり、控訴人の特任教員任用が認められる高度の蓋然性があったというべきである。

6 被控訴人池島及び同井形の不法行為責任

(1) 被控訴人池島の不法行為責任

原判決は、被控訴人池島の不法行為責任を否定している。

しかしながら、前述のように、被控訴人池島の尋問における供述からすれば、「カリキュラム委員会の総意」なるものは不当な目的で作出されたものであり、カリキュラム委員長であった被控訴人池島の行為の違法性は

重大である。

そして、このような「カリキュラム委員会の総意」を作出し、表明したことについて、尋問においてあまりにも御粗末な供述がなされたことに鑑みても、被控訴人池島には故意が認められるというべきである（百歩譲って故意が認められないとしても、少なくとも過失は認められるべきである。）。

(2) 被控訴人井形の不法行為責任

他方、原判決は、被控訴人井形の不法行為責任は認めるものの、その故意を否定し、その悪質性を過小評価している。そのため、控訴人の損害額をわずか30万円と認定している。

しかし、被控訴人井形が控訴人を排斥しようと故意に特任教員任用申請を握り潰したことは明白であり、そのことで控訴人が受けた苦痛は絶大なものである。

(3) したがって、被控訴人らは、他の争点の結論にかかわらず、控訴人に対し、控訴人の請求どおり、100万円を支払うべきである。

7 結語

以上で述べたとおり、原判決は、被控訴人らが不正な行為をするはずがないという根拠のない先入観ですべての争点を判断しようとしたため、事案の本質を見誤り、間違った判断をしてしまったものである。

したがって、かかる原判決は取り消され、控訴人の請求が認められるべきである。

以上

特任教員任用実績

資料：学部別教員名簿、ヒアリング、乙30、乙31

	定年退職となる年度	特任教員申請者(申請後、辞退した者は含まない。)	任用された者	任用手続開始後、任用されなかった者	備考
1	平成2年度	氏名不明	○		
2		氏名不明	○		
3	平成3年度	氏名不明	○		
4	平成4年度	氏名不明	○		
5	平成6年度	氏名不明	○		
6	平成7年度	氏名不明	○		
7	平成10年度	香川一男	○		
8	平成11年度	北崎豊二	○		
9		千葉勇夫	○		
10		濱本泰	○		
11		松村幸一	○		
12		高寺貞男	○		
13		西河光雄	○		
14	平成12年度	内海健一	○		
15		久野晋良	○		
16	平成13年度	中川操	○		
17	平成14年度	松原和男	○		
18		藤本周一	○		
19	平成15年度	久保田淳	○		
20		伊藤武	○		
21	平成16年度	野々村 博	○		
22		森田寿一		○	◆学長選挙：(渡辺、瀬岡)学長候補に関与
23		里上 譲衛		○	◆学長選挙：(渡辺、瀬岡)学長候補に関与
24	平成17年度	瀬岡吉彦		○	◆学長選挙：(渡辺、瀬岡)学長候補に関与 ◆推薦委員会で重森学長・特任推薦委員長が却下(原告、電話確認)
25		田淵 進	○		
26		岡本 昌夫	○		
27		永野 仁	○		
28	平成18年度	大槻 裕子	○		
29	平成20年度	松本 良治	○		
30		光田 基郎	○		
31		稲場紀久雄	○		
32	平成21年度	渡辺 泉	○		
33		重森暁	○		
34		田畑 稔	○		
35	平成22年度	二宮 正司	○		
36		山本恒人	○		
37		桜井三枝子	○		
38		田中邦夫	○		
39	平成23年度	泉弘志	○		
40		間野嘉津子	○		
41		小林龍一	○		
42	平成24年度	中尾美喜夫	○		※控訴人の定年退職と同じ年度であり、この年度に控訴人は特任教員任用申請を不受理とされた。
合計数		42	39	3	

任用率	92.86%
-----	--------

※原審の『原告準備書面(4)』添付の別紙「特任教員任用状況」を作成した後、新たな調査で判明したものもある。したがって、本書面をもって現時点における最も正しい資料とする。